

【 ii 育成環境課・児童手当管理室関係】

雇児発****第**号
平成26年*月*日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

放課後児童健全育成事業等の実施について（案）

標記については、平成19年3月30日付け18文科生第587号、雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」により実施されているところであるが、平成26年度より別紙「放課後児童健全育成事業等実施要綱」を定め、平成26年4月1日より実施することとしたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴職より管内市町村長に対して周知をお願いする。

別紙

放課後児童健全育成事業等実施要綱

1 目的

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。

2 事業の種類

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) 放課後児童健全育成事業 | 【別添1】 |
| (2) 放課後子ども環境整備事業 | 【別添2】 |
| (3) 放課後児童クラブ支援事業（ボランティア派遣事業） | 【別添3】 |
| (4) 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業） | 【別添4】 |
| (5) 放課後児童指導員等資質向上事業 | 【別添5】 |

3 事業の実施方法

各事業の実施及び運営は、別添1～5の定めによること。

別添 1 放課後児童健全育成事業

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）とする。

3 対象児童

対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校 1～3 年に就学している児童とし、その他に健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校 4 年生以上の児童）も加えることができること。（以下「放課後児童」という。）

4 規模

児童の情緒の安定や事故防止を図る観点から、放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模への転換に努めること。

5 職員体制

遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条第 2 項に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましいこと。

6 開所日数

放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間 250 日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として 250 日開設する必要がない場合には、特例として 200 日以上の開設でも国庫補助の対象とする。

7 開所時間

平日につき 1 日平均 3 時間以上開所すること。ただし、長期休暇期間などについては、放課後児童の活動状況や保護者の就労状況等を考慮し、原則として 1 日 8 時間以上開所すること。

8 施設・設備

- (1) 小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所、団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。
- (2) 放課後児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- (3) 放課後児童が生活するスペースについては、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましいこと。
- (4) 放課後児童が体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保することが望ましいこと。
- (5) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の2の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施するものであるため、活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。

9 その他

- (1) 放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえて運営するよう努めること。
 - ①放課後児童指導員の役割
 - ②保護者への支援・連携
 - ③学校との連携
 - ④関係機関・地域との連携
 - ⑤安全対策
 - ⑥特に配慮を必要とする児童への対応
 - ⑦事業内容等の向上について
 - ⑧利用者への情報提供等
 - ⑨要望・苦情への対応
- (2) 利用申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。

10 留意事項

- (1) 本事業は、法第6条の3第2項の規定に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては対象としない。
- (2) 本事業は、「子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令」（平成26年内閣府令第●号）第●号に基づき実施する、従事者の賃金額の増加に必要な資金に充てるための費用については対象としない。

11 費用

- (1) 国は、2～10の要件を満たした次の事業（ただし、放課後児童が10人以上の場合

に限る。開所日数が 200～249 日の場合は、放課後児童が 20 人以上に限る。) に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

①市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

②指定都市又は中核市が実施する事業又は助成する事業

(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

別添2 放課後子ども環境整備事業

1 趣旨

新たに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者とする。

3 対象事業

（1）放課後児童クラブ設置促進事業

別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な、小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

（2）放課後児童クラブ環境改善事業

①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（1）に該当する場合を除く。）

②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業。

（3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

（4）倉庫設備整備事業

別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。

4 対象事業の制限

（1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

（2）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。

（3）放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な3の（1）及び3の（2）①の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとすること。ただし、別添1に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、分割により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。

（4）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の（2）②の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとすること。

この場合でも、設備の更新等については、予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とする。

ただし、

ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合
イ 受入児童数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合

については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。

(5) 3の(1)、3の(2)①及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。

(6) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。

なお、本事業は放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定している場合に限る。

5 費用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(2) 指定都市又は中核市が実施する事業又は助成する事業

別添3 放課後児童クラブ支援事業（ボランティア派遣事業）

1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行う者へのボランティアの派遣を行うことにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施及び放課後子どもプランの推進を図るものである。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

別添1に掲げる対象児童（放課後児童）が地域の様々な人々と関わり合うことは、児童の成長・発達に重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、以下の（1）～（4）のいずれかの事業を実施するために放課後児童健全育成事業を行う者へボランティアを派遣する。

（1）伝承遊び等事業

お手玉、けん玉、あやとり、民謡、太鼓、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

（2）自然等体験事業

田植え、畑づくり、地域のお祭りへの参加、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

（3）巡回派遣事業

障害のある児童と障害のない児童が関わり合いなど、放課後児童健全育成事業を行う上で特に配慮が必要な児童への生活指導等に関して、主として遊びを通じて放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）に対する援助を実施する事業。

（4）長期休暇派遣事業

長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

4 留意事項

本事業の実施に当たっては、同じ小学校で放課後児童健全育成事業と「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」（平成23年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長裁定）に基づく放課後子供教室を実施する場合には、ボランティアの効果的な活用を図ること。

5 費用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

（1）市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

（2）指定都市及び中核市が実施する事業

別添4 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）

1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する指導員を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者とする。

3 事業内容

放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、以下の(1)～(3)のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する指導員を配置する。

- (1) 市町村が専門的知識等を有する指導員を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置
- (2) 放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する指導員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出
- (3) 放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した指導員について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の指導員が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）

4 留意事項

本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する別添5に基づく「放課後児童指導員等資質向上事業」を十分に活用するなどして、障害児対応を行う指導員の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

5 費用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

別添5 放課後児童指導員等資質向上事業

1 趣旨

放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより、放課後児童指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図るものである。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人等に委託することができるものとする。

3 研修対象者

(1) 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に従事する放課後児童指導員及び放課後児童健全育成事業の活動に関わるボランティアなど。

(2) 「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」（平成23年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長裁定）に基づき実施する放課後子供教室の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など。

4 事業内容

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導及び障害児など特に配慮が必要な児童に対する指導技術に関する研修、並びに放課後子どもプランの円滑な実施や実施に当たっての留意点等に関する研修を実施するものとする。

5 留意事項

(1) 放課後子供教室の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子供教室及び放課後児童健全育成事業それぞれの担当者又は放課後児童指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

(2) 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、障害児対応を行う放課後児童指導員の資質の向上に努めること。

6 費用

国は、都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

厚生労働省発雇児****第**号
平成 26 年 * 月 * 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について（案）

標記については、平成 19 年 3 月 30 日付け 18 文科生第 586 号、厚生労働省発雇児第 0330019 号文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」により国庫補助金が交付されているところであるが、平成 26 年度より別紙「放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴職より管内市町村長に対して周知をお願いする。

別紙

放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱

(通則)

- 1 放課後児童健全育成事業費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第六号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、放課後児童健全育成事業等の実施について（平成 26 年*月*日雇児発****第**号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童健全育成事業等の実施に要する経費に対して補助金を交付することで、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 29 条の 2 に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、以下の事業とする。
 - (1) 放課後児童健全育成事業
放課後児童健全育成事業等の実施について（平成 26 年*月*日雇児発****第**号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 1 に基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業
 - (2) 放課後子ども環境整備事業
放課後児童健全育成事業等の実施について（平成 26 年*月*日雇児発****第**号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 2 に基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業
 - (3) 放課後児童クラブ支援事業
放課後児童健全育成事業等の実施について（平成 26 年*月*日雇児発****第**号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 3 及び別添 4 に基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業
 - (4) 放課後児童指導員等資質向上事業
放課後児童健全育成事業等の実施について（平成 26 年*月*日雇児発****第**号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 5 に基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、(1)から(3)により算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。

ア 別表の第1欄の放課後児童指導員等資質向上事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。

ア 別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 市町村分

別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。

ア 別表の第1欄の放課後児童健全育成事業費等について、市町村ごとに、第2欄に定める基準額の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額の各市町村の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあっては100万円、中核市にあっては50万円に満たない場合には、交付の決定は行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 直接補助事業に係る場合

ア 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

い。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

エ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

カ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(2) 間接補助事業に係る場合

ア 都道府県が市町村に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからカに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)のウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、(1)のア、イ、ウ及びエ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と(1)のエ中「国庫」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。

イ 放課後児童健全育成事業費等において、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

(ア) (1)のアからエに掲げる条件(ただし、この場合において(1)のウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「指定都市又は中核市の市長」と、(1)のア、イ、ウ及びエ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「指定都市又は中核市の市長の承認」と(1)のエ中「国庫」とあるのは、「指定都市又は中核市」と読み替えるものとする。)

(イ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除出来る部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。)が確定した場合は、別紙様式第4に準じた様式により速やかに指定都市又は中核市の市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、その申告に基づき報告を行うこと。

また、指定都市又は中核市の市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を指定都市又は中核市に返還するものとする。

(ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について

証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

ウ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

エ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還があった場合には、その返還額の全部又は一部を国庫に返還するものとする。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

都道府県知事は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 指定都市・中核市が行う事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(変更交付申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、変更交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

(補助金の概算払い)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

都道府県知事は、事業の完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日(6の(1)イにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式3による報告書に關係書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 指定都市・中核市が行う事業

指定都市及び中核市の長は、事業の完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日(6の(1)イにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式3による報告書に関係書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

別 表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 費 等	<p>1 放課後児童健全育成事業費</p> <p>(1) 開設日数 250 日以上</p> <p>① 1 クラブ(年間平均登録児童数 10～19 人) 当たり年額 1, 217, 000 円×か所数</p> <p>② 1 クラブ(年間平均登録児童数 20～35 人) 当たり年額 2, 137, 000 円×か所数</p> <p>③ 1 クラブ(年間平均登録児童数 36～45 人) 当たり年額 3, 427, 000 円×か所数</p> <p>④ 1 クラブ(年間平均登録児童数 46～55 人) 当たり年額 3, 257, 000 円×か所数</p> <p>⑤ 1 クラブ(年間平均登録児童数 56～70 人) 当たり年額 3, 087, 000 円×か所数</p> <p>⑥ 1 クラブ(年間平均登録児童数 71 人以上) 当たり年額 2, 917, 000 円×か所数</p> <p>⑦ 開設日数加算額 (原則として 1 日 8 時間以上開所する場合) 14, 000 円×251 日～300 日までの 250 日を超える 日数</p> <p>⑧ 長時間開設加算額</p> <p>(7) 平日分 (1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開設する 場合) 278, 000 円×「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」 の年間平均時間数</p> <p>(4) 長期休暇分 (1 日 8 時間を超えて開設する場合) 125, 000 円×「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分 (開設日数 200～249 日)</p> <p>① 1 クラブ (年間平均登録児童数 20 人以上) 当たり年額 2, 101, 000 円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額</p> <p>平日分 (1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開設する場合) 278, 000 円×「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の 年間平均時間数</p>	<p>放課後児童健全育 成事業の運営に必 要な経費</p> <p>※ 飲食物費を除 く。</p> <p>※ 別に定める「保 育緊急確保事業費 補助金の国庫補助 について」の別紙 「保育緊急確保事 業交付要綱」に基 づく放課後児童ク ラブの充実に必要 な経費 (給料、職 員手当 (時間外手 当、期末勤勉手 当、通勤手当)、 共済費 (社会保険 料)、賃金) を除 く。</p>	1 / 3
	<p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業 7, 000, 000 円×か所数</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1, 000, 000 円×か所数</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1, 000, 000 円×か所数</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3, 000, 000 円×か所数</p>	<p>放課後子ども環境 整備事業に必要な 経費</p>	

	<p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1) ボランティア派遣事業 1事業あたり年額 491,000円×事業数</p> <p>(2) 障害児受入推進事業 1クラブあたり年額 1,639,000円×か所数</p>	<p>放課後児童クラブ 支援事業に必要な 経費</p>
<p>放課後 児童指 導員等 資質向 上事業 費</p>	<p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費</p> <p>都道府県、指定都市、中核市1か所あたり年額 870,000円</p>	<p>放課後児童指導員 等資質向上事業に 必要な経費</p>

別紙様式 1

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金調書

(都道府県・指定都市・中核市・市町村名)

国	地 方 公 共 団 体				備 考	
	歳 出 予 算 科 目	入		出		
		歳 出 予 算 現 額	歳 入 現 額	歳 出 予 算 現 額		歳 入 現 額
厚生労働省所管 年金特別会計子どもための金銭の給付勘定 (項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 放課後児童健全育成事業等	円	円	円	円	円	

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。

2 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、準備費支出額、流用増減額等の区分を明記すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金所要額総括表（別表1）
- 3 平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金所要額内訳表（別表2）
- 4 平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書（別表3）
- 5 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別表1

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額	要 国庫補助額	考 備
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 費 等	円	円	
放 課 後 児 童 指 導 員 等 資 質 向 上 事 業 費			
合 計			

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表2-1

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金所要額内訳表(放課後児童指導員等資質向上事業)

1. 都道府県分、指定都市・中核市分

都道府県名 指定都市名 中核市名	対象経費			基準額④ 円	国库補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤ 円	要国库補助額 (⑤×1/3) ⑥ 円	備考
	支出予定額① 円	寄付金その他の 収入額② 円	差引額 (①-②)=③ 円				
	円	円	円	円	円	円	

別表2-2

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金所要額内訳表(放課後児童健全育成事業等)

2. 指定都市・中核市分

指定都市・ 中核市名	区分	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3)⑥
		支出予定額①	寄付金その他の 収入額②	差引額 (①-②)=③			
	放課後児童健全 育成事業費	円	円	円	円		
	放課後子ども環 境整備事業費	円	円	円	円		
	放課後児童クラブ 支援事業費	円	円	円	円		
	合計	円	円	円	円	円	円

(注) 別表3の各表に記載された数値の合計額と付合すること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金所要額内訳表(放課後児童健全育成事業等)

3. 市町村分

市町村名	区分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	(⑤)×2/3)=⑥	都道府県補助額	国庫補助基本額 (⑥と⑦を比較して少 ない方の額)⑧	要国庫補助額 (⑧×1/2)⑨
		支出予定額①	寄付金その他の 収入額②	差引額 (①-②)=③						
	放課後児童健全育成事 業費	円	円	円	円					
	放課後子ども環境整備 事業費	円	円	円	円					
	放課後児童クラブ支援 事業費	円	円	円	円					
	合計	円	円	円	円					
	放課後児童健全育成事 業費	円	円	円	円					
	放課後子ども環境整備 事業費	円	円	円	円					
	放課後児童クラブ支援 事業費	円	円	円	円					
	合計	円	円	円	円					
	放課後児童健全育成事 業費	円	円	円	円					
	放課後子ども環境整備 事業費	円	円	円	円					
	放課後児童クラブ支援 事業費	円	円	円	円					
	合計	円	円	円	円					
市町村合計	市町村数()	円	円	円	円					円

(注1) 別表3の各表に記載された数値の合計額と付合すること。
(注2) 「(⑤)×2/3)=⑥」欄の額は、円未満の端数を切り捨てること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書（放課後児童指導員等資質向上事業）

1. 都道府県分、指定都市・中核市分

① 運営形態	② 委託又は補助先	③ 研修対象者	④ 研修等内容（具体的に）	⑤ 連携の有無	⑥ 障害児対応 研修の有無
1 委託 2 補助 3 直営		(人)			

(注1)①は、該当する運営形態に○をすること。

(注2)③は、研修対象者名を記入し、(人)内は参加者人数を記入すること。

(注3)④は、研修期間、研修回数、講義・演習形式等、研修の具体的な内容を記載すること。

(注4)⑤は、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」(平成23年3月31日文科省生涯学習政策局長裁定)に基づき実施する

放課後子供教室の担当者等に対する研修と併せて実施した場合に「1」を記入し、その具体的な内容については、④に記載すること。

(注5)⑥は、障害児対応指導員の研修を開催した場合に「1」を記入し、その具体的な内容については、④に記載すること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童健全育成事業(児童数10~19人・開設日数250日以上))

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	開設状況				登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③			基準額④	平日分		長期休暇等分						
								開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数	開設時間						長時間 開設加 算対象 時間数
		円	円	円	円	日	日	～	～	時間	時間					
								～	～							
								～	～							
小計	か所							～	～			か所				
								～	～							
								～	～							
								～	～							
小計	か所							～	～			か所				
小計	か所							～	～			か所				
合計 (市町村)	か所							～	～			か所				

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
(注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小計点第3位を切り捨てること。
(注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
(注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
(注6)「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。
(注7)「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賞金額の増加に必要な資金)は含まないこと。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童健全育成事業(児童数36~45人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	開設状況				登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①)-(②) =③			基準額④	平日分		長期休暇等分						
								開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数	開設時間						長時間 開設加 算対象 時間数
		円	円	円	円	日	日	～	～	～	～	人				
								～	～	～	～					
								～	～	～	～					
小計	か所							～	～	～	～		か所			
								～	～	～	～					
								～	～	～	～					
								～	～	～	～					
小計	か所							～	～	～	～		か所			
合計 (市町村)	か所							～	～	～	～		か所			

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
 (注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
 (注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助」についての疑義について」に基づき算出すること。
 (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
 (注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
 (注6)「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助」について(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。
 (注7)「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賞金額)の増加に必要な資金)は含まないこと。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童健全育成事業(児童数46~55人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況						登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①)-(②) =③		年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分		長期休暇等分							長時間 開設加 算対象 時間数
								開設時間	長時間 開設加 算対象 時間 時間	開設時間	長時間 開設加 算対象 時間 時間						
		円	円	円	円	日	日	~	~	~	~	時間	人				
								~	~	~	~						
								~	~	~	~						
	か所							~	~	~	~			か所			
小計								~	~	~	~						
								~	~	~	~						
								~	~	~	~						
								~	~	~	~						
								~	~	~	~						
	か所							~	~	~	~			か所			
小計								~	~	~	~						
合計 (市町村)	か所							~	~	~	~			か所			

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
(注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
(注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助」についての疑義について「」に基づき算出すること。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
(注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
(注6)「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「」を記入すること。
(注7)「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賞金額の増加に必要な資金)は含まないこと。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童健全育成事業(児童数56~70人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況						登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①)-(②) =③		年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分		長期休暇等分							長時間 開設対象 時間数
								開設時間	長時間 開設対象 時間数	開設時間	長時間 開設対象 時間数						
		円	円	円	円	日	日	~	時間	~	時間						
								~		~							
								~		~							
小計	か所							~		~				か所			
								~		~							
								~		~							
								~		~							
小計	か所							~		~				か所			
小計	か所							~		~				か所			
合計 (市町村)	か所							~		~				か所			

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
(注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
(注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
(注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
(注6)「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。
(注7)「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賞金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童健全育成事業(児童数71人以上・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況						登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業		
		支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①)-(②) =③		年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分		長期休暇等分							長時間 開設対象 時間数	
								開設時間	長時間 開設対象 時間数	開設時間	長時間 開設対象 時間数							
		円	円	円	円	日	日	開設時間	長時間 開設対象 時間数	開設時間	長時間 開設対象 時間数	時間	時間					
								～		～		～						
								～		～		～						
	か所							～		～		～		か所				
小計								～		～		～						
								～		～		～						
								～		～		～						
	か所							～		～		～		か所				
小計								～		～		～						
	か所							～		～		～		か所				
小計								～		～		～						
合計 (市町村)								～		～		～		か所				
								～		～		～		か所				

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
(注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
(注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
(注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
(注6)「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。
(注7)「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賞金額の増加に必要な資金)は含めないこと。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童健全育成事業(児童数20人以上・開設日数200日~249日))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況			登録 児童数	利用者に対する ニーズ調査		新規開設 年月日	途中閉所 年月日	
		支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		平日分		長期休暇等分		調査条 件	調査結 果児童 数			分割
						年間開 設日数	開設時間							
		円	円	円	円	日	~	時間	~	人				
							~		~					
							~		~					
小計	か所						~		~		か所			
							~		~					
							~		~					
小計	か所						~		~		か所			
							~		~					
小計	か所						~		~		か所			
合計 (市町村)	か所						~		~		か所			

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
(注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
(注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助」に基づき算出すること。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「クラブ名」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
(注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
(注6)「利用者に対するニーズ調査」における「調査条件」欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。
1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
(注7)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(児童数)」欄は、250日以上の開設を希望する児童数を記入すること。
(注8)「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。

別表3-9

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(実施か所数等の合計表)

2. 指定都市・中核市分、市町村分

		実施か所数								
		①10～19人 (別表3-2)	②20～35人 (別表3-3)	③36～45人 (別表3-4)	④46～55人 (別表3-5)	⑤56～70人 (別表3-6)	⑥71人～ (別表3-7)	①～⑥ 小計	⑦特例 (別表3-8)	①～⑦ 合計
事業者数(クラブ数)	対象日数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
	事業者数 (クラブ数)	日	日	日	日	日	日	日	日	日
開設日数加算	平日分	時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
		事業者数 (クラブ数)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
	長期休暇分	時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
		事業者数 (クラブ数)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
年度途中 開設クラブ (分割を除く)	市町村数	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村
	事業者数 (クラブ数)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所

別表3-10

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	事業内容						
		支出予定額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) = ③		改修	設備 整備	設備 修繕	備品 購入	改修等の内容		
		円	円	円	円							
小計(か所数)	か所											
小計(か所数)	か所											
小計(か所数)	か所											
合計(市町村)	か所											

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
 (注2) 「事業内容」の「改修」「設備整備」「設備修繕」「備品購入」欄は、該当するものに「1」を記入すること。

別表3-11

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ環境改善事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	新規・既存 クラブ別		更新・追加別 (既存クラブ)		購入備品等の内容
		支出予定 額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		新規	既存	更新	追加	
		円	円	円	円					
小計(か所数)	か所									
小計(か所数)	か所									
小計(か所数)	か所									
合計(市町村)	か所									

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
(注2) 「設置主体」及び「運営主体」の「名称」欄には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
(注3) 「新規・既存クラブ別」欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等(新規)、既存事業における備品購入等の(既存)のどちらかに「1」を記入すること。
(注4) 「更新・追加別(既存クラブ)」欄には、放課後児童健全育成事業における備品購入等(既存)のうち、「更新」、「追加」の該当するものに「1」を記入すること。

別表3-12

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ障害児受入促進事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	事業内容				
		支出予定額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②)= ③		改修	設備 整備	設備 修繕	備品 購入	改修等の内容
		円	円	円	円					
小計(か所数)	か所									
小計(か所数)	か所									
小計(か所数)	か所									
合計(市町村)	か所									

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
 (注2) 「事業内容」の「改修」「設備整備」「設備修繕」「備品購入」欄は、該当するものに「1」を記入すること。

別表3-13

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後子ども環境整備事業(倉庫設備整備事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	事業内容	
		支出予定額① 円	寄付金 その他の 収入額② 円	差引額 (①-②)=③ 円		小学校の 余裕教室	その他
		円	円	円	円		
小計(か所数)	か所						
小計(か所数)	か所						
小計(か所数)	か所						
合計(市町村)	か所						

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
(注2) 「事業内容」の「小学校の余裕教室」「その他」欄は、本事業の実施により確保される児童の居場所について、該当するものに「1」を記入すること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業計画書(放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	対象経費			基準額④		指導員配置人数						クラブか所数				備考
	支出予定額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②)= ③	円	円	市町村が雇用し、 放課後児童クラブ に派遣	放課後児童クラブ が雇用し、その費 用を市町村が委 託費として支出	放課後児童クラブ が雇用し、当該指 導員に係る経費 を市町村が補助	合計	市町村が雇用し、 放課後児童クラブ に派遣	放課後児童クラブ が雇用し、その費 用を市町村が委 託費として支出	放課後児童クラブ が雇用し、当該指 導員に係る経費 を市町村が補助	合計	合計	合計	
	円	円	円	円	円	人	人	人	人	人	か所	か所	か所	か所	か所	
合計(市町村)																

(注1) 指定都市・中核市の場合は、合計欄を削除すること。
 (注2) 障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証明書を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。
 (注3) 年度途中から指導員を配置した場合、又は年度途中に指導員を配置できなくなった場合は、クラブか所数と配置月数を備考欄に記載すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金の事業実績報告について

標記について、その事業実績報告を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助金報告額 金 円
- 2 平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金収支精算額総括表（別表1）
- 3 平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金収支精算額内訳表（別表2）
- 4 平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況（別表3）
- 5 添付書類
当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

別表1

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金収支精算額総括表

区 分	要 国 庫 補 助 額 ① 円	交 付 決 定 額 ② 円	受 入 額 ③ 円	差 引 過 剰 不 足 額 (③ - ①) ④ 円	備 考
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 費 等					
放 課 後 児 童 指 導 員 等 資 質 向 上 事 業 費					
合 計					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金収支精算額内訳表(放課後児童指導員等資質向上事業)

1. 都道府県分、指定都市・中核市分

都道府県名 指定都市名 中核市名	対象経費			基準額④ 円	国库補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤ 円	要国库補助額 (⑤×1/3) ⑥ 円	備考
	実支出額① 円	寄付金その他の 収入額② 円	差引額 (①-②)=③ 円				
	円	円	円	円	円	円	

別表2-2

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金収支精算額内訳表(放課後児童健全育成事業等)

2. 指定都市・中核市分

指定都市・ 中核市名	区分	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3)⑥
		実支出額①	寄付金その他の 収入額②	差引額 (①-②)=③			
	放課後児童健全 育成事業費	円	円	円	円		
	放課後子ども環 境整備事業費	円	円	円	円		
	放課後児童クラブ 支援事業費	円	円	円	円		
	合計	円	円	円	円	円	円

(注) 別表3の各表に記載された数値の合計額と付合すること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金収支精算額内訳表(放課後児童健全育成事業等)

市町村名	区分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	(⑤×2/3)=⑥	都道府県補助額	国庫補助基本額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)⑧	要国庫補助額 (⑧×1/2)⑨
		実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引額 (①-②)=③						
	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円					
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円					
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円					
	合計	円	円	円	円					
	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円					
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円					
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円					
	合計	円	円	円	円					
	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円					
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円					
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円					
	合計	円	円	円	円					
市町村合計	市町村数()	円	円	円	円					円

(注1) 別表3の各業に配属された数値の合計額を付含すること。
 (注2) 「(⑤×2/3)=⑥」欄の額は、円未満の端数を切り捨てること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童指導員等資質向上事業)

1. 都道府県分、指定都市・中核市分

運営形態 ①	委託又は補助先 ②	研修対象者 ③	研修等内容(具体的に) ④	連携の有無 ⑤	障害児対応 研修の有無 ⑥
1 委託 2 補助 3 直営		(人)			

(注1)①は、該当する運営形態に○をすること。

(注2)③は、研修対象者名を記入し、(人)内は参加者人数を記入すること。

(注3)④は、研修期間、研修回数、講義・演習形式等、研修の具体的な内容を記載すること。

(注4)⑤は、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」(平成23年3月31日文部科学省生涯学習政策局長裁定)に基づき実施する

放課後子供教室の担当者等に対する研修と併せて実施した場合に「1」を記入し、その具体的な内容については、④に記載すること。

(注5)⑥は、障害児対応指導員の研修を開催した場合に「1」を記入し、その具体的な内容については、④に記載すること。

平成 年度放課後児童健全育成事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数10~19人・開設日数250日以上))

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況				登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		実支出額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①)-(②) =③		平日分		長期休暇等分							
						年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数						開設時間
		円	円	円	円	日	日	時間	時間	時間	時間				
						~	~	~	~	~	~				
						~	~	~	~	~	~				
	か所					~	~	~	~	~	~	か所			
小計	か所					~	~	~	~	~	~	か所			
						~	~	~	~	~	~				
						~	~	~	~	~	~				
						~	~	~	~	~	~				
小計	か所					~	~	~	~	~	~	か所			
合計 (市町村)	か所					~	~	~	~	~	~	か所			

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
 (注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
 (注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。
 (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
 (注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
 (注6)「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。
 (注7)「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賞金額の増加に必要な資金)は含まないこと。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数20~35人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況				登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		実支出額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①)-(②) =③		年間開設 日数(a)	平日分		長期休暇等分						
							開設日数 加算対象 日数 (a)-250	開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数						時間
		円	円	円	円	日	~	時間	~	時間					
							~		~						
							~		~						
小計	か所						~		~		か所				
							~		~						
							~		~						
							~		~						
小計	か所						~		~		か所				
							~		~						
							~		~						
小計	か所						~		~		か所				
合計 (市町村)	か所						~		~		か所				

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
(注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
(注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
(注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
(注6)「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。
(注7)「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賞金額の増加に必要な資金)は含まないこと。

平成 年度放課後児童健全育成事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数36~45人・開設日数250日以上))

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	開設状況				登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		実支出額 ①	香付金 その他の 収入額②	差引額 (①)-(②) =③			基準額④	平日分		長期休暇等分						
								開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数	開設時間						長時間 開設加 算対象 時間数
		円	円	円	円	日	日	～	～	時間	時間	人				
								～	～							
								～	～							
	か所							～	～				か所			
小計								～	～							
								～	～							
								～	～							
								～	～							
								～	～							
								～	～							
								～	～							
								～	～							
								～	～							
								～	～							
小計	か所												か所			
合計 (市町村)	か所												か所			

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
 (注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
 (注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義」に基づき算出すること。
 (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
 (注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
 (注6)「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。
 (注7)「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賃金額の増加に必要な資金)は含まないこと。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数46~55人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④ 円	開設状況				登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		実支出額 ① 円	寄付金 その他の 収入額② 円	差引額 (①)-(②) =③ 円		平日分		長期休暇等分							
						年間開設 日数(a) 日	開設日数 加算対象 日数 (a)-250 日	開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数 時間						開設時間
		円	円	円				~		~		人			
								~		~					
								~		~					
小計	か所							~		~					
								~		~					
								~		~					
小計	か所							~		~					
								~		~					
								~		~					
小計	か所							~		~					
合計 (市町村)	か所							~		~					

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。

(注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。

(注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。

(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。

(注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。

(注6)「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助」について「平成26年内閣事務次官通知」に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。

(注7)「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賞金額の増加に必要な資金)は含まないこと。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数56~70人・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			年間開設 日数(a)	開設日数 加算対象 日数 (a)-250	開設状況				登録 児童数	分割	新規開設 年月日	途中閉所 年月日	保育 緊急 確保 事業	
		実支出額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③			基準額④	平日分		長期休暇等分						
								開設時間	長時間 開設対象 時間数	開設時間						長時間 開設対象 時間数
		円	円	円	日	日	~	時間	~	時間	人					
							~		~							
							~		~							
小計	か所						~		~			か所				
							~		~							
							~		~							
							~		~							
							~		~							
							~		~							
							~		~							
小計	か所						~		~			か所				
合計 (市町村)	か所						~		~			か所				

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
(注2) 「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
(注3) 登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助」に基づき算出すること。
(注4) 「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
(注5) 「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
(注6) 「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。
(注7) 「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(資金額の増加に必要な資金)は含まないこと。

平成 年度放課後児童健全育成事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数71人以上・開設日数250日以上))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	対象経費			基準額④	開設状況				登録児童数	分割	新規開設年月日	途中閉所年月日	保育緊急確保事業	
	事業者名(クラブ名)	実支出額①	香付金その他の収入額②		差引額(①)-(②)=③	平日分		長期休暇等分						
						年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間						長時間開設対象時間数
		円	円	円	日	日	時間	時間	人					
					日		時間	時間						
							時間	時間						
小計	か所						時間	時間		か所				
							時間	時間						
							時間	時間						
小計	か所						時間	時間		か所				
							時間	時間						
							時間	時間						
小計	か所						時間	時間		か所				
合計(市町村)	か所						時間	時間		か所				

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
 (注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
 (注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。
 (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「事業者名(クラブ名)」欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
 (注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
 (注6)「保育緊急確保事業」欄は、別に定める「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年内閣事務次官通知)に基づき「放課後児童クラブの充実」を実施する場合に「1」を記入すること。
 (注7)「支出予定額」欄は、放課後児童クラブの充実(保育緊急確保事業)の実施に必要な経費(賞金額の増加に必要な資金)は含まないこと。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童健全育成事業(児童数20人以上・開設日数200日~249日))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名 (クラブ名)	対象経費			基準額④	開設状況			登録 児童数	利用者に対する ニーズ調査		新規開設 年月日	途中閉所 年月日	
		実支出額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		平日分	長期分	長期分		調査条 件	調査結 果児童 数			分割
		円	円	円	円	年間開 設日数	開設時間	長時間 開設加 算対象 時間数	長期休暇等分 開設時間	時間	時間	時間	時間	時間
						日	~	時間	~					
							~		~					
							~		~					
小計	か所						~		~			か所		
							~		~					
							~		~					
小計	か所						~		~			か所		
							~		~					
							~		~					
小計	か所						~		~			か所		
合計	か所						~		~			か所		
(市町村)	か所						~		~			か所		

(注1)指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
(注2)「長時間開設加算対象時間数」欄は、小数点第3位を切り捨てること。
(注3)登録児童数は、平成17年12月15日付事務連絡「放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義について」に基づき算出すること。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に「1」を記入し、「欄」に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
(注5)「新規開設年月日」欄及び「途中閉所年月日」欄は、新規開設又は途中閉所する(した)年月日を、記入すること。
(注6)「利用者に対するニーズ調査」における「調査条件」欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。
1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
(注7)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(児童数)」欄は、250日以上開設を希望する児童数を記入すること。
(注8)「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。

別表3-9

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(実施か所数等の合計表)

2. 指定都市・中核市分、市町村分

		実施か所数									
事業者数(クラブ数)		①10～19人 (別表3-2)	②20～35人 (別表3-3)	③36～45人 (別表3-4)	④46～55人 (別表3-5)	⑤56～70人 (別表3-6)	⑥71人～ (別表3-7)	①～⑥ 小計	⑦特例 (別表3-8)	①～⑦ 合計	
開設日数加算	対象日数	か所	日	日	日	日	日	か所	日	日	
	事業者数 (クラブ数)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
長時間開設加算	平日分	時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		事業者数 (クラブ数)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
年度途中 開設クラブ (分割を除く)	事業者数 (クラブ数)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	市町村数	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	

別表3-10

平成 年度放課後児童健全育成事業実施状況(放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	事業内容								
		実支出額① 円	寄付金 その他の 収入額② 円	差引額 (①-②) = ③ 円		改修	設備 整備	設備 修繕	備品 購入	改修等の内容				
					円									
小計(か所数)	か所													
小計(か所数)	か所													
小計(か所数)	か所													
合計(市町村)	か所													

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
 (注2) 「事業内容」の「改修」「設備整備」「設備修繕」「備品購入」欄は、該当するものに「1」を記入すること。

別表3-11

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ環境改善事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	新規・既存 クラブ別		更新・追加別 (既存クラブ)		購入備品等の内容
		実支出額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		新規	既存	更新	追加	
		円	円	円	円					
小計(か所数)	か所									
小計(か所数)	か所									
小計(か所数)	か所									
合計(市町村)	か所									

(注1) 指定都市・中核市の場合、小計欄を削除すること。
 (注2) 「設置主体」及び「運営主体」の「名称」欄には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注3) 「新規・既存クラブ別」欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等(新規)、既存事業における備品購入等の(既存)のどちらかに「1」を記入すること。
 (注4) 「更新・追加別(既存クラブ)」欄には、放課後児童健全育成事業における備品購入等(既存)のうち、「更新」、「追加」の該当するものに「1」を記入すること。

別表3-12

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ障害児受入促進事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	事業内容							
		実支出額① 円	寄付金 その他の 収入額② 円	差引額 (①-②) = ③ 円		改修	設備 整備	設備 修繕	備品 購入	改修等の内容			
					円								
小計(か所数)	か所												
小計(か所数)	か所												
小計(か所数)	か所												
合計(市町村)	か所												

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
 (注2) 「事業内容」の「改修」「設備整備」「設備修繕」「備品購入」欄は、該当するものに「1」を記入すること。

別表3-13

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後子ども環境整備事業(倉庫設備整備事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	事業者名(クラブ名)	対象経費			基準額④	事業内容	
		実支出額① 円	寄付金 その他の 収入額② 円	差引額 (①-②)=③ 円		小学校の 余裕教室	その他
		円	円	円	円		
小計(か所数)	か所						
小計(か所数)	か所						
小計(か所数)	か所						
合計(市町村)	か所						

(注1) 指定都市・中核市の場合は、小計欄を削除すること。
(注2) 「事業内容」の「小学校の余裕教室」「その他」欄は、本事業の実施により確保される児童の居場所について、該当するものに「1」を記入すること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	対象経費			派遣先 実クラブ教 基準額④	伝承遊び等事業			自然等体験事業			巡回派遣事業			長期休暇派遣事業		
	実支出額 ①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②) =③		実施	主な事業内容	放課後子供教室 等との連携	実施	主な事業内容	放課後子供教室 等との連携	実施	主な事業内容	放課後子供教室 等との連携	実施	主な事業内容	放課後子供教室 等との連携
	円	円	円	円	か所											
合計(市町村)					か所											事業

(注1) 指定都市・中核市の場合は、合計欄を削除すること。

(注2) 「実施」欄には、該当する事業に「」を記入すること。

(注3) 「放課後子供教室等との連携」欄には、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(実施要領)(平成23年3月31日文科科学省生涯学習政策局長裁定)」に基づき実施する放課後子供教室と放課後児童健全育成事業を同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)を記載すること。

平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金事業実施状況(放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業))

2. 指定都市・中核市分、市町村分

市町村名	対象経費			指導員配置人数				クラブか所数				備考
	実支出額①	寄付金 その他の 収入額②	差引額 (①-②)= ③	基準額④	市町村が雇用し、 放課後児童クラブ に派遣	放課後児童クラブ が雇用し、その費 用を市町村が委 託費として支出	放課後児童クラブ が雇用し、当該指 導員に係る経費 を市町村が補助	合計	市町村が雇用し、 放課後児童クラブ に派遣	放課後児童クラブ が雇用し、その費 用を市町村が委 託費として支出	放課後児童クラブ が雇用し、当該指 導員に係る経費 を市町村が補助	
	円	円	円	円	人	人	人	人	か所	か所	か所	か所
合計(市町村)												

(注1) 指定都市・中核市の場合は、合計欄を削除すること。
(注2) 障害児の対象は、療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証明書所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応すること。
(注3) 年度途中から指導員を配置した場合、又は年度途中で指導員を配置できなくなった場合は、クラブか所数と配置月数を備考欄に記載すること。

番 号
平成 年 月 日

指定都市市長
殿
中核市市長

法人名
代表者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

＜日付＞＜番号＞で交付決定のあった平成 年度放課後児童健全育成事業費等補助金について、放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱6（2）イ（イ）の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 額の確定額又は事業実績報告額

金 _____ 円

2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

3 添付書類

2の金額の積算内訳等

(別紙) 「放課後児童クラブ整備費交付要綱」新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>放課後児童クラブ整備費交付要綱</p> <p>1～6. (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 指定都市及び中核市設置分 別表1(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号。以下「法」という。))第12条第1項の規定により定められた津波避難対策緊急事業計画に基づき整備の場合は、別表第2)の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8～16. (略)</p>	<p>別紙</p> <p>放課後児童クラブ整備費交付要綱</p> <p>1～6. (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 指定都市及び中核市設置分 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「補助基本額」という。)に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8～16. (略)</p>

改 正 後		現 行				
別 表 1						算 定 基 準
1 区分	2整備区分	3 種 目	4 基 準	5 対 象 経 費		
施設整備費	創設及び改築	(略)	23,556千円 一部改築については、平成25年5月15日雇児発0515第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブ整備費における施設整備の取扱いについて」(以下「通知」という。)の第1により算出されたものを基準額とする。	(略)		
	拡張	本体工事費	(略)	(略)		
	大規模修繕	本体工事費	(略)	(略)		
		特殊付帯工事費	14,175千円	(略)		
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1,250千円 1,861千円	(略)		
		3・4	(略)	(略)		

改 正 後		現 行				
別 表 2						算 定 基 準
1 区分	2整備区分	3 種 目	4 基 準	5 対 象 経 費		
施設整備費	創設及び改築	本体工事費	31,801千円 放課後児童クラブの創設及び改築整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)	(略)		
		3・4	(略)	(略)		

(法第12条第1項の規定により定められた津波避難対策緊急事業計画に基づく整備)

			<p>に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）</p>
	<p>特殊付帯工事費</p>	<p>1,913,700円</p>	<p>特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合。 1,687,000円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合。 2,512,000円</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

「放課後児童クラブ整備費国庫補助協議通知」新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>都道府県 民生主管部（局）長 殿 指 定 都 市 核 中</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長</p> <p>平成26年度放課後児童クラブ整備費の国庫補助に係る協議等について</p> <p>放課後児童クラブ整備費の国庫補助については、昭和61年5月15日厚生省発見第107号厚生事務次官通知の別紙「放課後児童クラブ整備費交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、平成26年度整備事業の協議に当たっては、下記の事項に留意の上、別紙様式の整備計画協議書を提出されたい。</p> <p>記</p> <p>1. 平成26年度改正内容について</p> <p>国庫補助基準額については、交付要綱の別表1及び別表2を参照すること。</p> <p>2. 平成26年度基本的整備方針について</p> <p>限られた財源を効率的かつ有効な活用や放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。</p> <p>① 「放課後子どもプラン」に基づき、クラブ未設置市町村が行う創設のための整備又は市町村が計画的に行う整備</p> <p>② 1クラブ当たりの児童数が71人以上のクラブにおいて、その規模を改善するために行う整備</p> <p>③ 既存クラブの受入枠の拡大に繋がる整備</p> <p>④ 既存クラブの耐震化に対応するための整備</p> <p>⑤～⑨（略）</p> <p>⑩ 近隣の児童館等との連携を図るなど、地域との連携を図る整備</p>	<p>都道府県 民生主管部（局）長 殿 指 定 都 市 核 中</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長</p> <p>平成25年度放課後児童クラブ整備費の国庫補助に係る協議等について</p> <p>標記については、「放課後児童クラブ整備費の国庫補助について」（昭和61年5月15日厚生省発見第107号厚生事務次官通知）により行っているところであるが、平成25年度整備事業の協議に当たっては、下記の事項に留意の上、別紙様式の整備計画協議書を提出されたい。</p> <p>記</p> <p>1. 平成25年度改正内容について</p> <p>国庫補助基準額については、別紙のとおりであること。</p> <p>2. 平成25年度基本的整備方針について</p> <p>限られた財源を効率的かつ有効な活用や放課後児童クラブの役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。</p> <p>① 「放課後子どもプラン」に基づき、未設置市町村における整備や市町村が計画的に行う創設整備</p> <p>② 1クラブ当たりの児童数が71人以上の施設において、その規模を改善するために行う創設整備</p> <p>③ 既存施設の受入枠の拡大に繋がる整備</p> <p>④ 既存施設の耐震化に対応するための整備</p> <p>⑤～⑨（略）</p> <p>⑩ 近隣の児童館等との連携を図るなど、地域との連携を図る整備</p>

なお、1クラブ当たりの児童数が整備後においても71人以上となるクラブについては、前年度と同様に、国庫補助の対象外とする。

3. 整備計画協議書について

整備計画協議書については、別紙様式1～5のとおりとする。

4. (略)

5. (略)

6. その他の留意事項

(1)～(3) (略)

(4) 創設整備において、既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であるとして、当該建物を買収することが整備内容である場合には、その旨が分かる説明資料(様式自由)を添付すること。なお、「買収する」とは、売買契約により当該建物を取得することをいうこと。

(5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項の規定により定められた津波避難対策緊急事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく整備の場合は、同条第6項の規定に基づき内閣総理大臣に提出した事業計画の写しを添付すること。

7. 協議書の提出等について

別紙様式による整備計画協議書の提出については、平成26年月日()必着とし、ヒアリングについては行わない予定である。

なお、都道府県、指定都市及び中核市において、特に当方に対しての説明等が必要と思われる場合は、下記に連絡の上、日程調整を行いたい。

なお、1クラブ当たりの児童数が71人以上となる施設については、前年度と同様に、国庫補助の対象外とする。

3. 整備計画協議書について

整備計画協議書については、別紙様式1～6のとおりとする。

なお、様式6については、平成25年度国庫補助協議の有無に関わらず、提出をお願いする。

4. (略)

5. (略)

6. その他の留意事項
(1)～(3) (略)

7. 協議書の提出等について

別紙様式による整備計画協議書の提出については、平成25年3月9日(金)必着とし、ヒアリングについては行わない予定である。

なお、都道府県、指定都市及び中核市において、特に当方に対しての説明等が必要と思われる場合は、下記に連絡の上、日程調整を行いたい。

様式 1

放 課 後 児 童 ク ラ ブ 整 備 費 協 議 総 括 表

都道府県（指定都市・中核市）名 _____

（単位：千円）

施 設 種 別	施 設 名	市 町 村 名	整 備 区 分	施 設 整 備 協 議 額	備 考
放 課 後 児 童 ク ラ ブ					
合 計		か 所			

(1) 協議額欄には国庫補助所要額を記載すること。
 (2) 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度を適用する場合は、備考欄に「既」と記載すること。（社会福祉施設整備費の協議書類の「既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に関する協議書」の写しを添付のこと）

様式 1

放 課 後 児 童 ク ラ ブ 整 備 費 協 議 総 括 表

都道府県（指定都市・中核市）名 _____

（単位：千円）

ク ラ ブ 名	市 町 村 名	整 備 区 分	協 議 額	備 考
合 計		か 所		

(1) 協議額欄には国庫補助所要額を記載すること。
 (2) 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度を適用する場合は、備考欄に「既」と記載すること。（社会福祉施設整備費の協議書類の「既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に関する協議書」の写しを添付のこと）

様式2-1

平成25年度 放課後児童クラブ整備計画協議書

優先順位	位/性	都道府県(市)名
施設種別	1. 放課後児童クラブ	施設名
施設種別	1. 創設 2. 改築 3. 拡張 4. 大規模修繕 5. 応急仮設施設	工事区分
設置主体	実施主体	継続・複合
		継続(有・無) 複合(有・無)

契約予定年月日：平成 年 月 日

規模等 構造 RC・B W・LGS 他() 階建	事業費の内訳	整備区分	選定額	都道府県 (指定都市・中核市) 補助予定額	国庫補助 基本額	要国庫補助額	継続事業の場合の出来高			
							平成24年度	平成25年度	平成26年度	
① 事業費等	建築面積 _____ m ² 延床面積 _____ m ² 登録児童1人当たりの クラブ室の床面積 _____ m ²	総事業費 () <寄附金等> ()	円	円	円	円	円	%	%	%
		対象経費の 要支出(予定)額	()	()	()	()	()	100%		
		工事区分	対象経費の 要支出(予定)額	対象経費の 要支出(予定)額	算定基礎による 算定額	選定額	特別附帯工事内容			
		本体外工事費	円	円	円	円	1. 水の循環・再利用			
		工事事務費	円	円	円	円	2. 生ごみ等処理			
		解体撤去・仮設施設整備費	円	円	円	円	3. ソーラー整備			
		特別附帯工事費	円	円	円	円	4. その他			
		合計額	円	円	円	円				

国庫補助金	県(市)補助金	設置者負担金		合計
		一般財源	特別地方債	
千円	千円	千円	千円	千円
		千円	千円	千円
		千円	千円	千円
		千円	千円	千円

様式2-1

平成26年度 放課後児童クラブ整備計画協議書

都道府県(市)名	建設(予定)地	位/性
クラブ名	1. 創設 2. 改築 3. 拡張 4. 大規模修繕 5. 応急仮設施設	優先順位
工事区分	実施主体	継続・複合
設置主体		継続(有・無) 複合(有・無)

契約予定年月日：平成 年 月 日

規模等 構造 RC・B W・LGS 他() 階建	事業費の内訳	整備区分	選定額	都道府県 (指定都市・中核市) 補助予定額	国庫補助 基本額	要国庫補助額	継続事業の場合の出来高			
							平成25年度	平成26年度	平成27年度	
① 事業費等	建築面積 _____ m ² 延床面積 _____ m ² 登録児童1人当たりの クラブ室の床面積 _____ m ²	総事業費 () <寄附金等> ()	円	円	円	円	円	%	%	%
		対象経費の 要支出(予定)額	()	()	()	()	()	100%		
		工事区分	対象経費の 要支出(予定)額	対象経費の 要支出(予定)額	算定基礎による 算定額	選定額	特別附帯工事内容			
		本体外工事費	円	円	円	円	1. 水の循環・再利用			
		工事事務費	円	円	円	円	2. 生ごみ等処理			
		解体撤去・仮設施設整備費	円	円	円	円	3. ソーラー整備			
		特別附帯工事費	円	円	円	円	4. その他			
		合計額	円	円	円	円				

国庫補助金	県(市)補助金	設置者負担金		合計
		一般財源	特別地方債	
千円	千円	千円	千円	千円
		千円	千円	千円
		千円	千円	千円
		千円	千円	千円

「放課後児童クラブ整備費における施設整備の取扱いについて」新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>放課後児童クラブ整備費における施設整備の取扱いについて</p> <p>第1 一部改築 補助基準額の算出方法 一部改築に係る補助基準額（以下「基準額」という。）は、改築に係る基準額に、一部改築部分に係る面積の施設総面積に対する比率を乗じることにより算出される額とする。 一部改築基準額 × 改築基準額 / 既存施設の総面積</p> <p>2. (略)</p> <p>第2 拡張 次のいずれかに該当する整備を対象とする。ただし、現在の登録児童数が71人以上である放課後児童クラブの整備は補助の対象外とする。 (1) (略) (2) 既存の放課後児童クラブが狭隘であるため、受け入れる児童の増は行わずに、既存放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備。 (3) 既存の放課後児童クラブに児童が体調が悪い時などに休息するための静養スペースが無いため、既存放課後児童クラブの延面積を増加させて、新たに静養スペースを設ける整備。</p> <p>第3 大規模修繕 1. 2. (略) 3. 基準額 次のいずれかで最も低い方の価格を基準額とする (1) ・ (2) (略)</p> <p>第4 特殊附帯工事（資源有効活用整備費） 1. 2 (略) 3. 基準額 14,175千円を基準額とする。</p> <p>第5 応急仮施設整備</p>	<p>放課後児童クラブ整備費における施設整備の取扱いについて</p> <p>第1 一部改築 基準額の算出方法 一部改築に係る基準額は、改築に係る基準額に、一部改築部分に係る面積の施設総面積に対する比率を乗じることにより算出される額とする。 一部改築基準額 × 改築基準額 / 既存施設の総面積</p> <p>2. (略)</p> <p>第2 拡張 次のいずれかに該当する整備を対象とする。ただし、現在の登録児童数が71人以上である放課後児童クラブの整備は補助の対象外とする。 (1) (略) (2) 既存の放課後児童クラブが狭隘であるため、受け入れる児童の増は行わずに、既存施設の延面積の増加を図る整備。 (3) 児童が体調が悪い時などに休息するための静養スペースが既存の放課後児童クラブに無いため、既存施設の延面積を増加させて、新たに静養スペースを設ける整備。</p> <p>第3 大規模修繕 1. 2. (略) 3. 補助基準 次のいずれかで最も低い方の価格を基準額とする (1) ・ (2) (略)</p> <p>第4 特殊附帯工事（資源有効活用整備費） 1. 2 (略) 3. 基準額 12,940千円を基準額とする。</p> <p>第5 応急仮施設整備</p>

<p>1. (略)</p> <p>2. <u>基準額</u> 次のいずれか低い方の価格を<u>基準額</u>とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第6 解体撤去工事費・仮設施設整備工事費</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 解体撤去工事費 (1)・(2) (略) (3) 基準額 ①改築を行うことに伴い既存施設を解体し撤去する場合 1,250千円を基準額とする。 ②<u>既存施設の一部を解体し撤去する場合</u> 第1の考え方により、①の基準額から算出されたものを<u>基準額</u>とする。</p> <p>3. 仮設施設整備工事費 (1)・(2) (略) (3) 基準額 ①改築を行うことに伴い仮設施設を整備する場合 1,861千円を基準額とする。 ②・③ (略)</p> <p>第7・8 (略)</p> <p>第9 その他 1・2 (略)</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. <u>補助基準額</u> 次のいずれか低い方の価格を<u>基準</u>とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第6 解体撤去工事費・仮設施設整備工事費</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 解体撤去工事費 (1)・(2) (略) (3) 基準額 ①改築を行うことに伴い既存施設を解体し撤去する場合 1,140千円を基準額とする。 ②<u>既存施設の一部を解体し撤去する場合</u> 第1の考え方により、①の基準額から算出されたものを<u>基準</u>とする。</p> <p>3. 仮設施設整備工事費 (1)・(2) (略) (3) 基準額 ①改築を行うことに伴い仮設施設を整備する場合 1,699千円を基準額とする。 ②・③ (略)</p> <p>第7・8 (略)</p> <p>第9 その他 1・2 (略)</p>
<p>1. (略)</p> <p>2. <u>基準額</u> 次のいずれか低い方の価格を<u>基準額</u>とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第6 解体撤去工事費・仮設施設整備工事費</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 解体撤去工事費 (1)・(2) (略) (3) 基準額 ①改築を行うことに伴い既存施設を解体し撤去する場合 1,250千円を基準額とする。 ②<u>既存施設の一部を解体し撤去する場合</u> 第1の考え方により、①の基準額から算出されたものを<u>基準</u>額とする。</p> <p>3. 仮設施設整備工事費 (1)・(2) (略) (3) 基準額 ①改築を行うことに伴い仮設施設を整備する場合 1,861千円を基準額とする。 ②・③ (略)</p> <p>第7・8 (略)</p> <p>第9 その他 1・2 (略)</p> <p>3. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成25年法律第87号。以下「法」という。) 第12条第1項 の規定により定められた津波避難対策緊急事業計画 (以下、「事業 計画」という。) に基づく整備の取扱い 関係書類として、法第12条第5項の規定に基づき内閣総理大臣 の同意を得た事業計画の写しを提出すること。</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. <u>補助基準額</u> 次のいずれか低い方の価格を<u>基準</u>とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第6 解体撤去工事費・仮設施設整備工事費</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 解体撤去工事費 (1)・(2) (略) (3) 基準額 ①改築を行うことに伴い既存施設を解体し撤去する場合 1,140千円を基準額とする。 ②<u>既存施設の一部を解体し撤去する場合</u> 第1の考え方により、①の基準額から算出されたものを<u>基準</u>とする。</p> <p>3. 仮設施設整備工事費 (1)・(2) (略) (3) 基準額 ①改築を行うことに伴い仮設施設を整備する場合 1,699千円を基準額とする。 ②・③ (略)</p> <p>第7・8 (略)</p> <p>第9 その他 1・2 (略)</p>